

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

【最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援】

○ 賃金の引上げに向けた環境整備・機運の醸成

- ・ 物価上昇を上回る賃上げを定着させるため、大阪府域における賃金引上げに向けた機運醸成に取り組みます。

令和7年2月、大阪府知事・大阪の労使団体のトップ級・厚生労働副大臣等が出席し、「大阪政労使の意見交換会（地方版政労使会議）」を開催しました。

意見交換会では、人件費を含めた価格転嫁等の重要性について意見を交換するなど、政労使の連携による持続的な賃上げの定着に向けた機運醸成が図られました。



副大臣はじめトップが大集結！
「大阪政労使の意見交換会」
（令和7年2月開催）

○ 「賃上げ」支援助成金パッケージの周知等

- ・ 生産性向上（設備・人への投資等）や正規・非正規雇用の間の公正な待遇の確保、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援するパッケージについて周知を行います。
- ・ 中小企業等の生産性向上を支援する「業務改善助成金」をはじめ、当該パッケージを通じて、企業のニーズに沿った助成金が利用できるよう情報提供を行います。

ニーズにあった助成金が見つかる！
「各種助成金・奨励金等の制度」

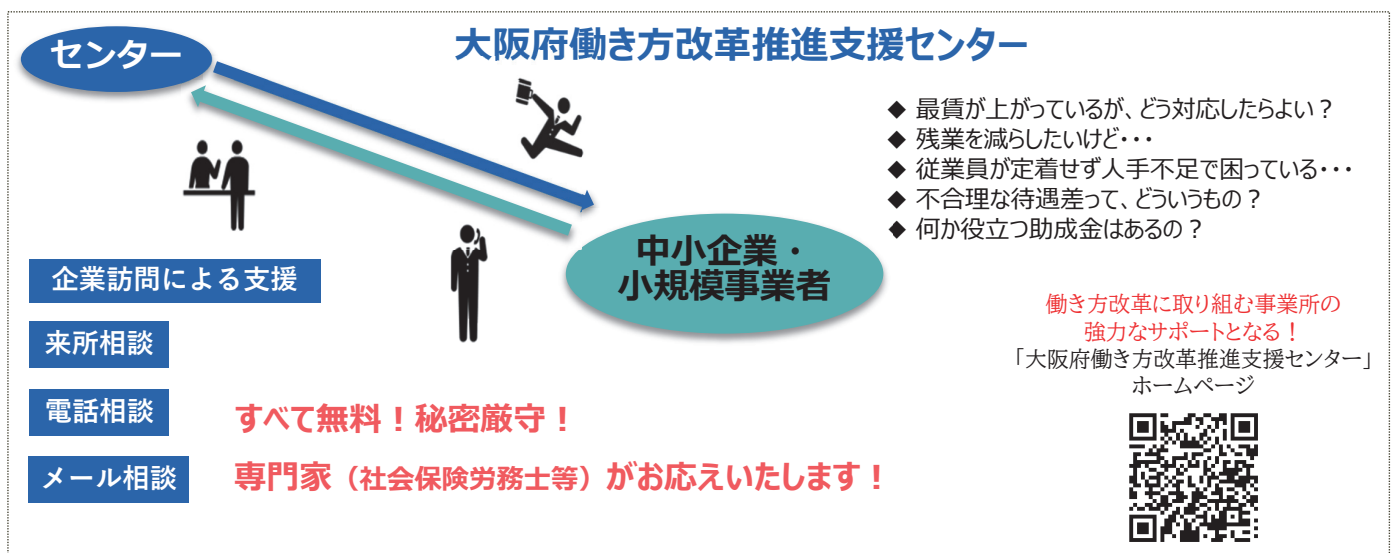


□ 業務改善助成金

生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額（各コースに定める金額）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成

○ 「大阪府働き方改革推進支援センター」（厚生労働省委託事業）による支援

- ・ 賃金引上げ、長時間労働の改善、非正規雇用労働者の待遇改善、人材の確保などの労務管理に関する課題などについて、社会保険労務士等の労務管理の専門家が電話・メール・来所・訪問等による相談に無料で応じます。
- ・ 企業の様々な課題に対し、セミナーや労務管理の専門家によるコンサルティングを無料で行い、解決に向けた支援を行います。



【最低賃金制度の適切な運営等】

○ 大阪地方最低賃金審議会の円滑な運営

- ・ 「大阪地方最低賃金審議会」では、最低賃金法に基づく公正な行政運営を確保するため、学識経験者の公益代表、労働者代表、使用者代表を構成委員とし大阪府内の最低賃金（大阪府最低賃金及び特定最低賃金）の改定について審議しています。
- ・ 大阪府最低賃金及び特定最低賃金（＊）の改定について、経済状況等の地域の実情及びこれまでの審議状況などを踏まえつつ、大阪地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

＊（大阪府最低賃金は地域別最低賃金として府内で設定されていますが、特定最低賃金は地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることを必要と認めた、①塗料製造業、②鉄鋼業、③機械・金属製品製造関連産業、④電気機械器具製造関連産業、⑤自動車・同附属品製造業、⑥非鉄金属製造関連産業、⑦自動車小売業、の7つの件名について大阪府内で設定している産業別の最低賃金です。なお、⑥及び⑦の件名については令和6年12月1日現在、大阪府最低賃金の水準に至らず、地域別最低賃金が適用されています。）

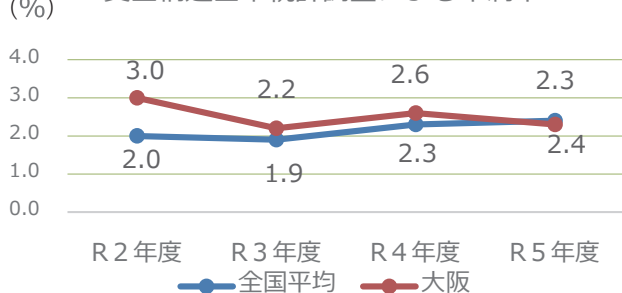
○ 使用者団体、労働団体及び地方公共団体等と連携した効果的な周知・広報の実施

- ・ 大阪府最低賃金のオリジナルポスターやリーフレットを作成し最低賃金を周知します。
- ・ 大阪府をはじめ各市町村・使用者団体・労働者団体・国の機関等に対して、広報誌への掲載、ポスター掲示、リーフレット配架等を依頼します。
- ・ 中小企業等に対して業務改善助成金を集中的に周知するとともに、利活用の促進を図ります。
- ・ 大阪府働き方改革推進支援センターをはじめ、賃金引上げ特設ページ、よろず支援拠点や生産性向上のための補助金等、賃金引上げに向けた環境整備に資する各種支援策の周知を行います。

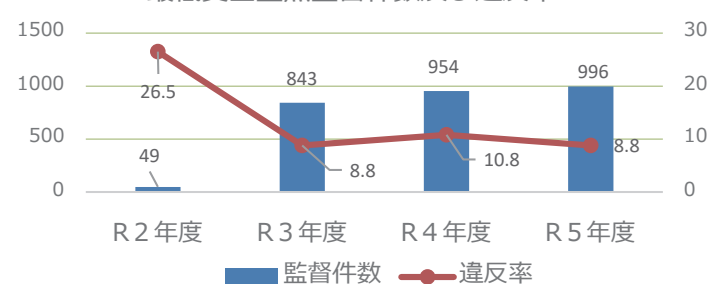
○ 監督指導及び賃金引上げに向けた企業の環境整備のための支援

- ・ 賃金額が最低賃金額未満のおそれが高いと考えられる事業場を対象とし効果的な最低賃金の監督指導を実施し、関係行政機関との連携を強化して、賃金引上げに向けた各種支援策等の周知を行います。
- ・ 労働基準監督署において、地域の平均的な賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供して、企業の賃金引上げへの支援を実施します。
- ・ 行政機関が民間企業に業務委託等を行う場合に、契約期間中の最低賃金改定による最低賃金違反が生じることがないように、各行政機関に対し契約発注時の配慮要請を行います。

賃金構造基本統計調査による未満率※1



最低賃金重点監督件数及び違反率※2



※1 未満率とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合です。

※2 違反率とは、監督を実施した事業場のうち、最低賃金額未満の金額を支払っている事業場の割合です。

2 非正規雇用労働者への支援

○ 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

- ・ 非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、キャリアアップ助成金の各コースの周知、活用勧奨等を実施し、処遇改善や正社員化に取り組む事業主を支援します。
- ・ パート・アルバイトの方が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを支援するため、キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）の活用、配偶者手当の見直し促進等を内容とする「年収の壁・支援強化パッケージ」に取り組みます。
- ・ 「多様な働き方の実現応援サイト」に掲載されている好事例の周知等により、非正規雇用労働者の処遇改善に係る事業主の取組の機運醸成を図ります。

知っておこう！
「年収の壁・支援強化
パッケージ」特設ページ



好事例が満載！
「多様な働き方の
実現応援サイト」



○ 同一労働同一賃金の実現に向けて

- ・ パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づく報告徴収、指導監督等を実施することにより、法の着実な履行確保を図ります。
- ・ 「同一労働同一賃金ガイドライン」の内容について周知を図るとともに、先行企業の事例収集・周知等によりパートタイム労働者・有期雇用労働者と通常の労働者との均等・均衡待遇の確保の推進を図ります。



<同一労働同一賃金とは>

同一企業内における正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）との間でその働きや貢献が同等である場合、雇用形態に関係なく同じ賃金や待遇を提供するという考え方。企業には不合理な待遇差を解消することが求められる。

○ 無期転換ルールの円滑な運用等

- ・ 令和6年4月1日から、無期転換申込権が発生する労働契約更新時においては、労働基準法に基づく労働条件の明示事項として、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件が追加されました。
- ・ 無期転換ルールについて、事業主に対して、パンフレットやポータルサイト、説明会などを通じて引き続き周知・啓発を図ります。

有期契約労働者の
無期転換ポータルサイト



無期転換ルールの
詳細はこちらでチェック！



キャリアアップ助成金

非正規労働者のキャリアアップの促進を支援！

- ☐ 正社員化コース 有期雇用労働者等（契約社員・パート・派遣社員等）を正規雇用労働者へ転換または直接雇用した事業主に対して助成
- ☐ 賃金規定等改定コース 有期雇用労働者等（契約社員・パート・派遣社員等）の賃金規定等の増額改定により、昇給を実施した事業主に対して助成
- ☐ 社会保険適用時処遇改善コース 短時間労働者に対して新たに被用者保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して助成

※「キャリアアップ助成金」は、上記以外にも助成コースがあります。